

平成24(2012)年度
NPO協働提案パイロット事業
企画提案募集要項

募集期間 2012年3月28日(水)～5月7日(月)
公開プレゼンテーション(第2次審査) 2012年5月下旬～6月上旬

2012年3月

群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課

(2012年4月から課名をNPO・多文化推進課に変更します)

1 趣旨・目的

NPO（NPO法人又はボランティア団体等社会貢献活動を行う民間の非営利団体）による社会貢献活動が活発化し、行政では対応できない課題に対して大きな成果を上げてきており、NPOが新たな公の担い手として注目されつつあります。

こうした中、NPOと県が双方の特性を活かして協力・協調する企画提案型の協働事業をモデル的に実施することによって、県施策に「協働」の考え方・手順を浸透させるとともに、より効率的・効果的な質の高い公共サービスを提供し、県民主体の新しい社会の形成につなげていきたいと考えています。

単なる委託事業ではなく、NPOと県の双方が事業の実施を通じて、「協働」をモデル的に実践しようとするものです。

※ この事業は、「委託」という手法で行うものであり、団体の自主事業等に対して助成するものではありません。

2 対象事業

対象とする事業は、表1に掲げるテーマに関する事業であって、表2に掲げる項目のすべてに該当するものとします。各テーマに記載された「NPOに期待される取組」を盛り込んだ上で、さらに効果的で先進性のある企画をご提案ください。

表 1

※各テーマにつき1件ずつの事業を実施します。

1	テ ー マ	節電対策等の具体的行動を通したライフスタイル見直し運動の地域的展開
	事業実施所属	環境森林部環境政策課
	テ ー マ 概 要 (背景・課題)	昨年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に端を発した電力供給量の減少は、県民生活や経済活動に大きな影響を与えている。今夏も深刻な電力危機が懸念されており、大きな社会問題となっている。 そこで、平成24年度に県が実施を予定している「家庭の節電・省エネ推進プロジェクト」と連動して、まずは家庭からできる取り組みをスタートし、地域に広げていくための運動を展開し、喫緊の課題である電力不足問題に対応する。 また、これを一歩にこれまでのライフスタイルを見直して、ものを大切にするなど一人ひとりができる行動を地域全体に広げていくための運動として推進、発展させていくための基礎をつくる。
	NPOに期待される取組	県と連携した、夏の節電対策、緑のカーテン普及、マイバック運動等のライフスタイルの見直しを地域的な運動として実施する。
2	テ ー マ	農業青年の婚活支援に関する調査研究
	事業実施所属	生活文化部少子化対策・青少年課
	テ ー マ 概 要 (背景・課題)	今年1月、将来推計人口が発表され日本の人口は50年後に約8割に減少する見通しとなった。実際に県内では特に農村部の人口減少が進んでおり、農業後継者問題と併せて農業青年の婚活支援が課題となっている。これまでに各地域で農業青年を対象とした婚活イベントを行ってきたが、内容やPRに課題も多く思うような効果が出ていない。 一方で、東京や関東近県の都市部では、食品や環境に対する自然志向の高まりから農村生活や農業に興味を持つ女性が増えてきている。それらの女性と農業青年をどのようにつなげていくかが、これからの農村地域の活性化にとって大きなポイントとなる。 そこで、どうしたら農業に興味を持っている女性と農村地域を結びつけていけるかについて、効果的な農業体験イベントやPR方法など具体的な実施方法を調査研究する。

NPOに期待される取組	・食や農に関心があり農村生活や農業体験をしたいと思っている女性のニーズの把握や効果的なPR方法についての調査。 (アンケート調査、関連イベントの調査、PR対象情報の調査など) ・参加者のニーズに合わせた効果的なイベント内容の調査研究。 (県内各地域の関係機関・団体と連携したイベントの実施や連携方法の検討など) ・効果的な農業体験イベントや参加者募集のPRについて、県内各地域で活用できるようなモデルケースの提案。
-------------	---

表 2

① 公共性が高く、成果が地域社会に広く還元されることが期待できること。 ② 先進性、創造性に富み、モデル性を有するものであること。 ③ 事業提案者自らが受託者となるものであって、実施に当たり県との協働が図られ、相乗効果が期待できること。 ④ 単年度で実施できる事業であること。 ⑤ 他の制度による委託又は助成等を受けていない事業であること。

3 応募資格

事業提案者は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とします。

- ① 特定非営利活動法人又はボランティア団体等社会貢献活動を行う民間の非営利団体（NPO）であること。
- ② 群馬県内に事務所を有し、群馬県内で活動している団体であること。
- ③ 組織の運営に関する規則（定款、会則等）があること。
- ④ 予算・決算を適正に行っていること（特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法に定められた事業報告書等を所轄庁に提出していること。）。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ⑥ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

4 委託条件

(1) 委託期間

委託契約締結の日から平成25（2013）年2月28日（木）までの間で、事業に必要な期間とします。（※事業提案に当たっては、契約締結日は平成24年6月中と想定してください。）

(2) 委託金額等

委託金額は、一件につき70万円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とします。

委託料の支払いは、原則として事業終了後としますが、必要と認められる場合、契約額の80%を限度に概算払いすることがあります。

(3) 対象となる経費

対象となる経費は、事業の実施に直接必要となる経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、諸謝金、保険料、事業実施のための人件費等）及び一般管理費（直接必要となる経費の15%を上限に算入可）となります。一般管理費を除き、今回提案していただく事業と直接関わりのない経費については対象となりません。

参加者を募集して行う事業であっても、参加者から参加費・受講料等を徴収することはでき

ません。ただし、教材費や資料代など、参加者が負担することが適当と認められる実費については、徴収することは可能です。この場合は、対象となる経費とは区分して経理していただきます（一般管理費の算定に当たっては、実費を充当する経費は除外してください。）。

※一般管理費とは

業務に付随する事務職員の人件費、水道光熱費、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、広告宣伝費、研修費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費などを指します。

5 提出書類

事業提案に当たっては、次の書類を各1部作成し、提出してください（書類は、ホッチキス留めせずに、ダブルクリップなどでまとめてください。）

なお、提案に関し必要な費用は、全て事業提案者の負担とします。また、提出された提案書等の書類は、理由のいかんにかかわらず、返却いたしません。

- ① NPO協働提案パイロット事業提案書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 提案者概要説明書（様式3）
- ④ 申告書（様式4）
- ⑤ 定款、会則又はこれらに類する書類
- ⑥ 直近1事業年度に係る事業報告書又はこれに類する書類
- ⑦ 直近1事業年度に係る収支計算書又はこれに類する書類
- ⑧ 役員の名簿

※ 活動歴が1年に満たないため、⑥・⑦を提出することができない団体については、団体立ち上げから現在までの活動内容及び予算概要等を記載した書類を提出してください。

「②事業計画書」及び「③提案者概要説明書」の記載に当たっては、各様式の「注」をよくお読みください。

6 募集期間

平成24年3月28日（水）から5月7日（月）まで（最終日午後5時までに必着のこと。）

7 応募方法

所定の提案書様式等に必要事項を記入のうえ、群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課（※平成24年4月1日から、NPO・多文化共生推進課に変更します）まで、郵送又は持参してください。

8 審査方法

(1) 審査の方法

実施事業の決定は、群馬県生活文化部NPO・多文化共生推進課長、学識経験者及びNPO関係者からなる「NPO協働提案パイロット事業等審査委員会」（以下「審査委員会」という。）および事業実施所属による第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を経て行います。

(2) 第1次審査

提出されたすべての事業について、書類審査を行います。第1次審査の結果については、すべての事業提案者に対して通知します。

(3) 第2次審査

第1次審査を通過した事業について、事業提案者からプレゼンテーション（公開）していただいたうえで審査（非公開）を行い、各テーマごとに実施事業を各1件決定します。

公開プレゼンテーションは、5月下旬～6月上旬に開催します（詳細は第1次審査通過事業提案者に対してあらためて通知します。）。なお、プレゼンテーションでは、事業計画書の内容を記載した資料等を参加者に配布します。

また、第2次審査の結果については、すべての第1次審査通過事業提案者に対して通知します。

(4) 審査基準

①第1次審査

審査項目	審査に当たってのポイント
テーマ該当性	○事業実施テーマに即した事業内容であり、県の施策としてふさわしいものであるか
公 共 性	○成果が地域社会に広く還元されるものであるか
創 造 性	○事業内容に工夫が凝らされ、モデル性を有するものであるか
協 働 性	○役割分担を明確化し事業をより効果的に行うことが期待できるか
実 現 性	○事業内容に具体性があり、計画どおりに実施が可能であるか
実 効 性	○提案団体は、当該事業を実施する上での専門的な知識や経験を有し、事業を遂行する能力・実施体制は十分か
経費の妥当性	○所要経費の積算が企画内容に対し妥当なものであるか

※上記の項目のうち「テーマ該当性」、「協働性」、「実現性」は重視項目です。

②第2次審査

プレゼンテーションの状況や事業実施所属の意見等を踏まえて、上記基準（第1次審査基準）に照らし、総合的に審査します。

9 事業詳細協議

実施事業の決定後、当該実施事業の提案者（以下「実施事業提案者」といいます。）と県の事業実施所属との間で、事業内容の詳細を協議し、委託業務に係る仕様を確定することとなります。提案内容が基本となりますが、協議の結果、変更となることがありますのでご承知おきください。

10 委託契約締結

事業詳細協議がととのった段階で、実施事業提案者と県の事業実施所属との間で委託契約を締結します。なお、契約の締結に当たっては、実施事業提案者には、前記9の協議のととのった事業の仕様等に基づいた見積書を県の事業実施所属あて提出していただきます。

11 成果の報告及び事業のふりかえり等

実施事業提案者は、事業実施後、事業について、県の事業実施所属あて成果報告書を提出するとともに、事業実施所属と相互にふりかえりを行うものとします。また、実施事業提案者は、事業実施所属とともに翌年度初頭に実施する事業報告会に出席していただきます。事業実施段階におけるふりかえり等にもご協力いただきます。

12 提出先（問い合わせ先）

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県生活文化部NPO・多文化共生推進課（県庁12階南フロア）

＜担当：県民協働推進係＞

（※平成24年4月1日から、県民活動推進係に変更します）

〔TEL〕 027-226-2293 〔FAX〕 027-221-0300

〔メール〕 npo@pref.gunma.lg.jp

※ ご不明な点は、上記担当までお問い合わせください。

なお、本要項「**2 対象事業**」のテーマの内容については、次の事業実施所属にお問い合わせください。

テーマ1「節電対策等の具体的行動を通したライフスタイル見直し運動の地域的展開」に関する問い合わせ

群馬県 環境森林部 環境政策課 地球温暖化対策係

〔TEL〕 027-226-2817 〔FAX〕 027-243-7702

テーマ2「農業青年の婚活支援に関する調査研究」に関する問い合わせ

群馬県 生活文化部 少子化対策・青少年課 こども未来係

〔TEL〕 027-226-2392 〔FAX〕 027-226-2100

※ 本要項及び様式は、群馬県ホームページの本事業企画提案募集のページからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.gunma.jp/04/c1500057.html>

本事業全般についてはこちら

<http://www.pref.gunma.jp/04/c1510021.html>